

特別養護老人ホーム青松苑 料金表

令和7年4月1日改定

施設入所	区分	費用 (円)			備考	
		1割	2割	3割		
介護サービス費	介3	732	1,464	2,196	21,960 円	
	介4	802	1,604	2,406	24,060 円	
	介5	871	1,742	2,613	26,130 円	
日常生活継続支援加算Ⅰ	1日	36	72	108	入所者の介護度の程度、介護福祉士の配置状況に応じて算定します。	
個別機能訓練加算Ⅰ		12	24	36	計画書の作成、機能訓練実施により算定します。	
看護体制加算Ⅰ 2		4	8	12	入所定員、看護師の配置状況、病院との連携により体制を確保している場合それぞれ算定します。	
看護体制加算Ⅱ 2		8	16	24		
夜勤職員配置加算Ⅲ 2		16	32	48	施設の基準、入所定員、夜勤職員の配置基準により算定します。	
栄養マネジメント強化加算		11	22	33	管理栄養士の配置、計画の作成・同意により算定します。	
安全対策体制加算		20	40	60	厚生労働省が定める施設基準に適合の場合入所1回に限り算定します。	
看取り介護加算		72	144	216	以前31日以上45日以下	
		144	288	432	以前4日以上30日以下	
		780	1,560	2,340	以前2日以上3日以下	
		1,580	3,160	4,740	お亡くなりになられた日	
初期加算		30	60	90	入所日からと30日以上入院より帰死後の場合に算定します。	
外泊時費用 (外泊・入院)		246	492	738	入院等外泊時6日、最高12日算定されます。	
療養食加算		1食	6	12	18	厚生労働省が定める療養食を提供した場合に算定します。
退所時情報提供加算		1回	250	500	750	医療機関へ退所の場合、同意を得て情報を提供した場合に算定します。
退所時栄養情報連携加算	70		140	210	管理栄養士が退所先の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。	
個別機能訓練加算Ⅱ	1月	20	40	60	計画書のLIFE提出、情報の活用により算定します。	
科学的介護推進体制加算Ⅱ		50	100	150	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。	
協力医療機関連携加算		50	100	150	協力医療機関との間で入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。	
生活機能向上連携加算Ⅰ		100	200	300	理学療法士等の訪問で必要な助言・計画の評価により算定します。	
介護職員等処遇改善加算		所定単位×140/1000			厚生労働省の基準に基づいて算定します。	
食事に係る基準費用額	1日	1,445 円			※但し、自己負担額については次の通りとします。 1段階 300 円 2段階 390 円 3段階-① 650 円 3段階-② 1,360 円 4段階 1,445 円	
施設居住に係る基準費用額 (多床室)	1日	915 円			2段階から3段階 430 円 4段階 915 円 ※但し、第1段階の方は介護保険から給付されます。	
施設居住に係る基準費用額 (従来型個室)	1日	1,231 円			1段階 380 円 2段階 480 円 3段階-① 880 円 3段階-② 880 円 4段階 1,231 円	
生活セット	1日	40 円			事業所の物をご利用の場合 (石鹸、シャンプー、ティッシュ、マスク) ※4点をセットとし希望の方のみ、マスクは必要時 ※ご自身で購入されての持ち込みでもかまいません。	
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められる場合は、利用者の負担になります。(例：医療機関における診療費及び薬代、理美容代等)					

特別養護老人ホーム青松苑 料金表

令和7年4月1日改定

短期入所	区分	費用（円）			備考	
		1割	2割	3割		
介護サービス費	支援1	451	902	1,353	支援1～介護2まではひと月当たりの限度までは介護保険をご利用可能です。	
	支援2	561	1,122	1,683		
	介1	603	1,206	1,809		
	介2	672	1,344	2,016		
	介3	745	1,490	2,235	22,350円	参考 (加算なしの場合) 1割負担かつ30日計算時
	介4	815	1,630	2,445	24,450円	
	介5	884	1,768	2,652	26,520円	
サービス提供体制加算	1日	6	12	18	入所者定員、職員の配置、資格、勤続年数等により算定します。	
看護体制加算Ⅰ 2		4	8	12	入所定員、看護師の配置状況、病院との連携により体制を確保している場合それぞれ算定します。	
看護体制加算Ⅱ 2		8	16	24	職員の配置、資格により算定します。	
夜勤職員配置加算Ⅲ 2		15	30	45	厚生労働省の定める利用者により算定します。	
医療連携強化加算		58	116	174	緊急利用者の受け入れ時に7日を限度として算定します。	
緊急受入加算		90	180	270	厚生労働省が定める療養食を提供した場合に算定します。	
療養食加算		1食	8	16	24	利用者及び家族の事情により必要な場合に算定します。
送迎加算	1回	184	368	552	厚生労働省の基準に基づいて算定します。	
処遇改善加算	1月	所定単位×136/1000			厚生労働省の基準に基づいて算定します。	
食事に係る基準費用額	1日	1,445円			※但し、自己負担額については下記次の通りとします。 1段階 300円 2段階 600円 3段階-① 1,000円 3段階-② 1,300円 4段階 1,445円	
施設居住に係る基準費用額 (多床室)	1日	915円			2段階から3段階 430円 4段階 915円 ※但し、第1段階の方は介護保険から給付されます。	
施設居住に係る基準費用額 (従来型個室)	1日	1,231円			1段階 380円 2段階 480円 3段階-① 880円 3段階-② 880円 4段階 1,231円	
生活セット	1日	40円			事業所の物をご利用の場合(石鹸、シャンプー、ティッシュ、マスク) ※4点をセットとし希望の方のみ、マスクは必要時 ※ご自身で購入されての持ち込みでもかまいません。	
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められる場合は、利用者の負担になります。(例：医療機関における診療費及び薬代、理美容代等)					